金融庁監督局銀行第一課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案に対する意見の提出について

平成 24 年 2 月 23 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のと おり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあ げます。

以 上

「主要行等向けの総合的な監督指針」および「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正案に対する意見

項番	該 当 箇 所(項目 等)	意見·照会事項等	理由等
1	主要行等向けの総合的な監督指針 V-2(1) 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針 II-4-5	改正案で例示されている①~④の取引または行為であっても、銀行法施行規則第14条の10または第14条の11に規定する取引または行為に該当しないことが、銀行において判断できた場合には、銀行法第13条の2ただし書および同法施行規則第14条の8にもとづく内閣総理大臣の承認は不要であるという理解でよいか。また、そのような理解でよいのであれば、改正案のような「原則として・・・該当する」という表現では、①~④として例示された取引または行為が、すべからく内閣総理大臣の承認を要するように読めることから、誤解のない規定振りとするよう再考願いたい。	確認および趣旨の明確化のため。
2	同上	手数料減免については、特定関係者以外の者に対して、業務量等に応じて、減免した手数料水準を適用している場合において、特定関係者に対しても同様に、業務量等に応じて減免した手数料水準を適用することについては、銀行経営の健全性を損なう懸念はなく、銀行法第13条の2ただし書および同法施行規則第14条の8にもとづく内閣総理大臣の承認は不要であるという理解でよいか。	確認のため。
3	同上	特定関係者が一時的に債務超過となっていても、将来収益が合理的に期待でき、DDM手法等一般的に使用される株式価値算定の結果、株式価値が認められる場合は、当該株式価値にもとづき、増資引受等を通じて当該株式を取得することは、銀行(または銀行持株会社)にとって、経営の健全性を損なうことにはならないと考える。このような場合は、銀行法第13条の2ただし書きおよび同法施行規則第14条の8にもとづく内閣総理大臣の承認は不要との理解でよいか。	確認のため。